

## 〈研究ノート〉

# 新学習指導要領における地域連携 —地域の文化・文化財・博物館—

中 村 耕 作

## 1. 学校教育における地域文化教育の強化の動向

2018年6月、文化財保護法が改正され、文化財の「活用」が政策として重視されることが大きな課題となった。また「観光教育」の推進も示されている。これらと軌を一にして、学校教育では、2017年3月（幼稚園～中学校）・4月（特別支援学校）・2018年3月（高等学校）に地域学習や地域連携が強化された学習指導要領の改訂版が告示され、2017年7月から2018年7月にかけてその公式の「解説」が公表された<sup>(1)</sup>。

「改訂のポイント」と題された文書<sup>(2)</sup>では、改善事項6項目の3番目に「伝統や文化に関する教育の充実」が挙げられている。既に、2006年12月に改正された教育基本法第2条や2007年6月に改正された学校教育法第21条で「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」という文言が盛り込まれ、2008・2009年に告示された現行の学習指導要領でも重視された点がさらに強化されたものである。「郷土愛」の延長に想定される「愛国心」の強制をはじめ、詳細な内容規定については様々な議論があるが<sup>(3)</sup>ここでは立ち入らず、地域文化の認

<sup>(1)</sup> [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/1384661.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm)

<sup>(2)</sup> 前掲(1)内に掲載。幼稚園～中学校版と高等学校版がある。

知・継承・発展に貢献しえるかという観点から、新指導要領における地域の文化・文化財・博物館等<sup>(4)</sup>への言及箇所を確認する。

既に現行版に至る学習指導要領での博物館への位置づけについては、高田麻美<sup>(5)</sup>がまとめており、2003年の改訂時に社会科以外の多様な教科で言及されるようになったことや、その経緯などが検討されている。本稿での整理内容はこれに引き続くものであるが、対象を地域の文化全般とし、検討範囲も「解説」まで拡大して妥当性を高めたい。

## 2. 検討対象

本稿で直接の対象とするのは、幼稚園教育要領・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の学習指導要領およびその総則・全教科の「解説」である。指導要領は2016年12月の中央教育審議会の答申（197号）<sup>(6)</sup>にもとづき告示された。「解説」は指導要領の示す意味・解釈を詳細に説明した文科省の公式の文書である。共に全文のPDF版が文科省ホームページで公開され、紙媒体も市販されている。

本稿では、全文を通読し、特に地域、郷土<sup>(7)</sup>、文化財、博物館、伝統をキーワードとして抄録を作成した後、地域固有の文化・文化財とそれに関わる人材・施設への言及箇所を主な検討対象とした。従って、より広い範囲となる日本の伝統文化については対象外となる。

小学校・中学校・高等学校の指導要領はそれぞれ総則編／各教科編／道徳編／総合的な学習の時間編／特別活動編からなる。各教科は、おお

<sup>(3)</sup>『歴史評論』819号（特集：教育・教育改革の危機と歴史教育の課題、2018年）『歴史地理教育』No881（特集：高校「社会科」の改変、2018年）など。

<sup>(4)</sup> 本稿では美術館・資料館も含め、博物館等と総称する。

<sup>(5)</sup> 高田麻美「学習指導要領における学校と地域の関係性—博物館の位置づけに注目して—」『教育史研究室年報』19、名古屋大学大学院教育発達科学研究所教育史研究室、2013年

<sup>(6)</sup> [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm)

<sup>(7)</sup> 現行指導要領までの「地域」と「郷土」の語句については、花輪・西垣の検討によって、そこに住む人々の芸術や歴史性を示す用法とされている。花輪由樹・西垣安比古「学習指導要領における「郷土」から「地域」への変遷に関する考察」『日本建築学会計画系論文集』第79卷第705号、2014年

むね、総説／教科の目標及び内容／各学年目標及び内容／指導計画の作成と内容の取扱い（配慮事項）からなる。中学校の社会・理科・技術家庭など学年別ではなく分野別に示される場合もある。

以下、指導要領本文は下線を引き、〈 〉で掲載箇所を略記する。また、解説の出典については、例えば《81／85》などと略す。／の前は紙媒体のノンブル、後はPDF版のページ番号である。

### 3. 総則における地域、伝統文化の重視

#### (1) 地域連携の重視

はじめに、各校種の総則における「地域」を概観し、新指導要領における「地域」の重視と博物館等の役割を確認する。

幼稚園教育要領では、幼稚園・家庭とともに地域の役割が重視される。新たに「(6) 我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむことと〈2章-環境-2〉」が示され、解説では「祭りや行事」《127／131、190／194》、「正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすること（中略）文化や伝統に関する地域の人材、資料館や博物館などとの連携・協力」が示されている《201／205》。

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校総則では、「…各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的に継続的に実施できるよう工夫すること〈第3-1-(5)〉」《小88／87、中87／86、高126／130、特264／272》、「同（7）…地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること」が明記される《小91／99、中90／98、高128／136、特267／275》。後者は、現行指導要領で、単に学校図書館の活用がうたわれていた箇所に追加されたものである。また、小学校～中学校総則の第1の1でいう「地域の実態」について、「地域の教育資源や学習環境（近隣の学校や社会教育施設、生徒の学習に協力することのできる人材等）の実態を考慮し、教育活動を計画すること」と解説され、高等学校版では、近隣の学校に続けて「大学・研究機関」

が挙げられている《24／32》<sup>(8)</sup>。

**(2) 「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力」としての伝統・文化、郷土・地域**

今回の改正の重点を総則で明示した箇所が、「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力」であり、諸課題を教科等横断的な視点で育んでいくこと重視が示されている。

中教審答申では、健康・安全・食に関する力／主権者として求められる力、新たな価値を生み出す豊かな創造性／グローバル化の中で多様性を尊重するとともに、今まで受け継がれてきた我が国固有の領土や歴史について理解し、伝統や文化を尊重しつつ、多様な他者と協働しながら目標に向かって挑戦する力／地域や社会における産業の役割を理解し地域創生等に生かす力／自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力／豊かなスポーツライフを実現する力、の7項目が例示されたが（中教審答申41／44）、「解説」の付録では、伝統や文化／主権者／消費者／法／知的財産／郷土や地域／海洋／環境／放射線／生命の尊重／心身の健康の保持増進／食／防災を含む安全、の13項目について、教科・学年別に指導要領の該当箇所を抜粋・列記した表が小学校・中学校の総則付録として同内容が示された。これらの内容の一部は現行指導要領でも重視されていたが、今回新たに表として視覚化し、その横断性や重要性を明確にされた。

一覧表をみると、伝統・文化については、社会科に続いて音楽科・家庭科・外国語科でも言及が多いことが注目される。郷土や地域は、より

<sup>(8)</sup> 高等学校総則には、上記のほか、大学との連携について以下のような多様な方法を提示している。

・「就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導」において「今後は、大学進学希望者が多い普通科の高等学校においても、例えば大学・大学院等での学習や研究経験を必要とする職業に焦点を当て、大学等の専門機関において実施する就業体験活動（いわゆる「アカデミック・インターンシップ」）を充実するなど、それぞれの高等学校や生徒の特性を踏まえた多様な展開について提言されている。」《43／51》

・「大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定」《140／148、156／164》

・「家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携」における高大連携《175／178》

身近な範囲であり、他地域との比較をふまえた地域の個性という点で地域の大学・博物館等との連携が想定されるところである。一覧表では社会科以外の各教科についても偏りが少なく様々な例が提示されている。

#### 4. 道徳における郷土

小学校・中学校における道徳は、総則において各教科の関連個所で道徳教育を行うことが示されるとともに、特別の教科としての「道徳」が設けられている。

小学校の道徳では、「〔伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度〕〔第1学年及び第2学年〕我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着をもつこと。〔第3学年及び第4学年〕我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、国や郷土を愛する心をもつこと。〔第5学年及び第6学年〕我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつこと〈第2内容〉」とされ、解説では理念については詳しく述べられているものの、一般論が多く、具体的な連携を例示したものではない《小60／64》。

他方、中学校では現行指導要領「地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める〈内容4(8)〉」とある部分が新指導要領では「郷土の伝統と文化を大切にし、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること〈第2内容C〉」に代わり、解説も抽象的な文言から進んで「地域の方に郷土の伝統文化を尊重し郷土を愛する思いを語ってもらうことや、郷土について調べたことや地域の行事への参加体験等に基づいた話合いを通して郷土に対する認識を深め、郷土を愛しその発展に努めるよう指導していく必要がある」《中57／61》とやや詳しい内容が示された。具体例を指示したものとはなっていないが、様々な地域学習をこの中で行うことは可能であろう。

## 5. 総合的な学習の時間・総合的な探求の時間

解説によれば「総合的な学習の時間は、学校が地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習とすることと同時に、探究的な学習や協働的な学習とすることが重要であるとしてきた」《小5／12ほか》。各教科のように具体的な学習内容が指示されておらず、各学校で目標・内容を決めるここと、後述のような地域・博物館等との連携が現行指導要領においても指示されていることから、これまで最も多くの地域連携実践例が報告されている。なお、新指導要領において、高等学校では「総合的な探求の時間」と呼称が変更された。

小学校・中学校では「日常生活や社会との関わりを重視すること〈第2-(3)〉」、高等学校では「地域や社会との関わりを重視すること〈第2-3-(3)〉」とあり、地域社会の重視がうかがえる。続く課題の例として、「伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題〈同(5)〉」が挙げられている。高等学校の解説もほぼ同文であるが、課題が追加されるとともに、解説では「生徒にとっては、自分自身の取組が地域や社会を変え、社会に参画し貢献していることを実感できる課題でもある」の一文が加えられている《高32／40》。なお、この「地域の特色に応じた課題」については、解説において町づくり／伝統文化／地域経済／防災が例示されている《小75／83、中71／79、高90／98》。

また、「学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと〈第3-2-(7)〉」が挙げられ、解説では「地域には、豊かな体験活動や知識を提供する公民館、図書館や博物館などの社会教育施設等や、その地域の自然や社会に関する詳細な情報を有している企業や事業所、社会教育関係団体や非営利団体等の各種団体がある。また、遺跡や神社・仏閣などの文化財、伝統的な行事や産業なども地域の特色をつくっている。この時間が豊かな学習活動として展開されるためには、学習の必然性に配慮しつつ、こういった施設等の利用を促進し、地域に特有な知識や情報と適切に出会わせる工夫が求められる」「地域の自然や文化財等に関心をもつ

たり、地域の伝統行事等に参加したりするようになり、児童が地域への愛着を高め、豊かな生活を送ることにつながる」と詳述されている《小60／68》。これらの文言は、中学校・高等学校においても基本的には共通しているものの《中58／66、高60／68》、高等学校では、「生徒の興味・関心等に基づき、高度で専門的な研究活動が行われることも十分に考えられる。その場合には、高等学校の生徒が大学を訪問したり、大学の教員や大学生、大学院生などの指導を受けて研究を行ったりするなど、高大連携を図ることも効果的である」、「大学等の研究機関の協力を得ることも有効である。そのことで調査研究の方法や水準が高くなり、より本格的な探究につながり、また知識や技能の深化・総合化にもつながると考えられる」が挿入されている。

## 6. 社会・地理歴史における地域文化

### (1) 小学校社会

地域固有の文化との最も密接な接点を持つ教科が社会（地理・歴史）である。新指導要領では、各教科とも教科の目標を詳細に示すようになったが、小学校社会では、現行で「我が国の国土と歴史」とされた部分が、新たに設けられた3つの項目の1番目に「地域や我が国の」地理的環境や歴史と伝統と文化の理解と、そのための「調査活動」をうたうものに改訂された。小学校社会は第3学年で市町村、第4学年で都道府県、第5・6学年で日本と順を追って対象エリアを拡大する。現行指導要領では、第3・4学年、第5・6学年とまとめて記載されていたが、新指導要領では各学年に分けて記述されている。目標は各学年とも、知識及び技能／思考力、判断力、表現力等／学びに向かう力、人間性等の3つで構成されている。

第3学年では、現在の市町村の位置、土地利用、公共施設などの様子を捉えること、そのための調査活動を行うことが求められる。この中に、「古くから残る建造物の分布」が含まれているほか、市の様子が「移り変わる」ことに言及され、解説において「博物館や資料館などの関係者や地域の人などへの聞き取り調査」などが例示される〈45／49〉<sup>(9)</sup>。

第4学年の内容（1・4）では、「県内の伝統や文化、先人の働き」が学習内容とされる。本文で県内の「主な」文化財と限定しているが、その範囲を具体的に制限したものではなく、むしろ解説では指定文化財に限らない広範な遺産を示すものとされている《65／69》。「ここでは、学習したことを基に、地域の伝統や文化を保護したり継承したりするために自分たちが協力できることを考えたり選択・判断したりして、地域に対する誇りや持続可能な社会を担おうとする態度を養うよう配慮することが大切である。その際、伝統や文化を創造する観点から、地域社会の発展への願いを基に新しく生まれた祭りなどに触れることも考えられる。」《66／70》。なお、内容（3）では、過去の自然災害にも言及されるが、関係機関に博物館は示されていない。

第6学年の歴史分野は、歴史上の各事項について共通して「遺跡や文化財、地図や年表などの資料で調べ、まとめること〈2-(2)-ア-(シ)〉」に留意すべきことを述べている。但し、解説で具体的に身近な博物館や遺跡等に言及するのは、原始時代と現代の2項目に限られる。また、内容の取扱いでは、本文で国宝・重要文化財・世界遺産が例示されているものの、解説では日本遺産や、県や市町村の指定文化財をとりあげることも示している。なお、これらとは別に北海道・沖縄の独自の文化への配慮にも言及している《128／132》。

以上の学年別・内容別の内容に加え、共通事項として「博物館や資料館などの施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などについての調査活動を取り入れるようにすること。また、内容に関わる専門家や関係者、関係の諸機関との連携を図るようにすること。〈第3-2-(3)〉」が示されている。後半の連携については新規項目である。

## （2）中学校社会

中学校社会は地理的分野・歴史的分野・公民的分野から構成される。

<sup>(9)</sup> 現行指導要領で、「古くから残る暮らしにかかわる道具、それらを使っていたころの暮らしの様子」とあった部分の内容が変更された。

解説での教育環境の充実のための条件整備の中に、「博物館や資料館」の積極的な活用が引き続き盛り込まれた《16／20》。

地理的分野においては、まさに「地域」という概念を学習し、各地の地理を扱うに際しての歴史的背景にも言及されるものの、具体的に博物館や文化財の文言は登場しない。

歴史的分野では、目標で、「文化遺産を尊重しようとする大切さについての自覚などを深め〈1-(3)〉」が示される。

次いで、内容の冒頭には「歴史との対話」が配されこの中で「(2) 身近な地域の歴史」が扱われ、博物館にも言及される《92／96》。

また、歴史上の各項目では一々の例示は無いが、全体の内容の取扱いにおいて、カで歴史上の人物とともに新たに「文化遺産」が追加され、クでは民俗学・考古学の成果や博物館・郷土資料館を取り上げている。なお、解説参考資料3として「社会的事象等について調べまとめる技能」(教育課程部会社会・地理歴史・公民ワーキンググループ資料)が掲げられており、「情報を収集する技能」に「博物館や郷土資料館等の施設、学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して映像、読み物や紀行文、旅行経験者の体験記など様々な情報を集める」、「情報を読み取る技能」の中に「博物館や郷土資料館等の展示品目の配列から、展示テーマの趣旨を読み取る」が盛り込まれている《186／190》。

公民的分野では、その冒頭に配された「私たちが生きる現代社会と文化の特色」の中に、「現代社会における文化の意義や影響について理解すること」が置かれるものの、日本の文化レベルであり、地域の文化には言及されない。

### (3) 高等学校地理歴史

地理歴史は、新たに歴史総合・地理総合・日本史探求・世界史探求・地理探求に再編されることとなった。小中学校での学習をふまえ、高等学校では国家規模・世界規模での学習・理解が求められている。地理総合では「生活圏」を扱うが《66／72》、通学圏などと表記され身近な地域とは書かれていない。博物館なども登場しない。

歴史総合は、近代史が中心だが冒頭に配された「歴史の扉」において

「私たちの生活や身近な地域などに見られる諸事象を基に、それらが日本や日本周辺の地域及び世界の歴史とつながっていることを理解すること」〈2-A-(1)-ア-(ア)〉が求められている。解説では「地域の祭りや行事」が例示されるのみだが《136／142》、内容の取扱いにおいて総括的に「年表や地図、その他の資料を積極的に活用し、文化遺産、博物館や公文書館、その他の資料館などを調査・見学したりするなど、具体的に学ぶよう指導を工夫すること。その際、歴史に関わる諸資料を整理・保存することの意味や意義に気付くようにすること。また、科目の内容に関係する専門家や関係諸機関などとの円滑な連携・協働を図り、社会との関わりを意識した指導を工夫すること」〈3-(1)-エ〉が示される。なお、「公文書館」と「連携」は新規追加項目である。

日本史探求は、各時代の資料の特性に関して理解させることを求めており、内容の取扱いでは歴史総合と同文が掲載されているほか、「地域社会の歴史と文化について扱うようにするとともに、祖先が地域社会の向上と文化の創造や発展に努力したことを具体的に理解させ、それらを尊重する態度を育てるようにすること」〈3-(1)-ク〉の項目を追加し、「歴史の展開の中に生徒が自らとの関わりを見いだし、歴史を構成する主体として自身を位置付けて考察する視点を形成すること」を重視している《269／275》。また、配慮事項では「対象となる時代の特色について、生徒が仮説を立てることができるよう指導を工夫すること。その際、様々な歴史資料の特性に着目し、諸資料に基づいて歴史が叙述されていることを踏まえて多面的・多角的に考察できるよう、資料を活用する技能を高める指導を工夫すること。また、デジタル化された資料や、地域の遺構や遺物、歴史的な地形、地割や町並みの特徴などを積極的に活用し、具体的に学習できるよう工夫するとともに、歴史資料や遺構の保存・保全などの努力が図られていることに気付くようにすること」〈3-(2)-ウ〉とされる《198／204》。

世界史探究でも内容の取扱い（ウ）は歴史総合・日本史探求とほぼ同様の記載で、公文書館が省かれているものの、文化遺産・博物館等の調査・見学が求められている。

また、公民を構成する科目に、新たに「公共」が設けられ、「伝統や文化、先人の取組や知恵に触れたりすることなどを通して、自らの価値観を形成するとともに他者の価値観を尊重することができるようになる存在である〈2-A-(1)-(イ)〉」ことを理解させることを目標にしているが、中学校同様、地域の固有の文化への言及は見られない。

## 7. 各教科における地域文化

社会科以外にも、教科によって濃淡があるが、上記「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力」の一覧表に掲載されるものも含め、総体では多数の言及がみられる。詳細は文末の資料に譲り、ここでは特徴をまとめておきたい。

### 国語

小学校・中学校の国語は、知識及び技能／思考力、判断力、表現力等の二者からなり、前者の「我が国の言語文化に関する事項」の中に、古典や方言に関する知識が含まれている。小学校低学年で地域の伝説、地域の言葉遊び（新設）、中学年で地域の歌・句、高学年で地域の作品を学ぶとともに、小学校高学年以降方言に関する知識を学ぶこととなるが、いずれにおいても具体的な連携の例示は認められない。高等学校では、現代の国語／言語文化／論理国語／文学国語／国語表現／古典探究から構成されることとなるが、地域文化に関する言及は、小・中学校同様に言語文化の中に限られる。

### 算数・数学

算数では唯一、小学校第3学年で「日常生活に生かす」ことが示され、解説において社会科での地域学習で得られた「数」（人口、面積など）への言及があるのみだが、これは新たに加えられた項目である。中学校・高等学校の数学では言及はない。

### 理科

理科は各種の分野があるが、地学の分野では、小学校～高等学校それぞれ地層観察や標本利用など具体例が示されている。また、理科全体の配慮事項として、博物館・科学学習センター、大学（中学・高等学校

のみ) 等の利用が示されている。なお、これらは本稿で対象とする地域固有の文化と若干異なるものの、文化財の中に天然記念物というカテゴリがあることや、「博物館」の明記という点から本稿の対象に加えた。

## 生 活

小学校低学年におかれる生活科は、「具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力」の育成を目標とする。「公共物や公共施設を利用する活動」の解説では、博物館、博物館ボランティアが例示される。また、「地域の行事に関わったりする」の解説では、地域の歴史や人物、地域の発展、地域の結びつきの例として、いくつかの年中行事が示されている。

## 音楽・芸術（音楽）

今回の改訂に際し、小学校～高等学校の音楽・図画工作・美術・芸術分野の一貫した見直しが行われ、共通して音楽文化、美術文化の理解の充実が求められた（中教審答申161／164、167／170）。

音楽は、小学校～高等学校のいずれも A 表現／B 鑑賞／共通事項からなる。このうち「表現」において和楽器、「鑑賞」において郷土の伝統音楽に言及されているものの、具体的な連携としては、地域の演奏家が例示されているにとどまる。「我が国や郷土の伝統音楽」に関する内容には現行指導要領から大きな変化はないが、「愛着をもつことができるよう工夫」という一文が追加された箇所がある。

## 図画工作・美術・芸術（美術・工芸・書道）

図画工作および美術は、音楽同様 A 表現／B 鑑賞／共通事項からなる。

このうち「鑑賞」は、小学校・中学校第1学年での身近な美術の鑑賞をふまえ、中学校第2学年以降では日本美術、高等学校ではこれに加えて外国美術の特徴を理解することが求められる構成になっている。

小学校図画工作の鑑賞の目標の解説には対象として「文化財」が明記され、中学年の対象として「地域の美術館の作品」、高学年では「児童が興味や関心をもつ地域の材料」、配慮事項では地域の美術館の利用・連携が求められている。

中学校美術の鑑賞では「身近な地域や日本及び諸外国の文化遺産」が対象として示され、解説では「地域にある伝統的な工芸品や祭りの山車、建造物など」が例示されている。配慮事項では、「美術館や博物館等と連携を図ったり、それらの施設や文化財などを積極的に活用」することが示される（「連携を図ったり」は今回追加）。

高等学校では美術および芸術の美術・工芸・書道分野が後継科目にあたり、いずれもⅠ～Ⅲの段階が区別されている。美術Ⅰでは、表現の「映像メディア表現」において「地域の文化的行事、伝統や民話」を題材とすることを例示しており、この点は工芸Ⅰでの生活文化を題材とすることと共通する。美術Ⅰ・工芸Ⅰともに美術館・博物館との積極的連携を求めている。

美術Ⅲの鑑賞では、対象としての「身近な生活文化」として、「伝統的な節句、地域の祭」が例示される。また、「日本及び諸外国の美術作品や文化遺産などから伝統や文化の価値を感じ取り、国際理解に果たす美術の役割や美術文化の継承、発展、創造することの意義について考え、見方や感じ方を深めること。」とあり、工芸Ⅲでも、美術を工芸に置き換える文が示される。共にその解説では「文化遺産の保存や修復の方法や技術、携わっている人や団体の活動に目を向けたり、美術館や博物館との連携や地域の文化財や遺跡等を活用し、実地の体験的な鑑賞をしたりすること」など、文化財保護に関して詳しく言及している。書道Ⅰ・Ⅲでも、若干の文言の違いはあるが、ほぼ同趣旨の内容が統一して追加された。また、書道Ⅰでは新たに、身近な石碑・扁額などの文化財を例示しており注目される。

また、高等学校の専門学科としての美術には「美術史」「鑑賞研究」の科目があり、地域文化の伝承の理解、博物館との連携と利用（「連携」は新規追加）が求められているほか、生徒の作品の展示場所としても想定されている。

## 家庭

小・中学校の家庭は、家族・家庭生活／衣食住の生活／消費生活環境の3分野より構成されており、いずれにおいても地域社会の中での家庭

のあり方に関して多くの言及がある。衣食住それぞれ日本の伝統的な生活文化を学ぶことを重視し、これを大切に《小16／20》／継承《中107／110》しようとする態度を養うこととしている。しかしながら、中学校での「地域の食文化」を除くと地域固有の文化への言及は少ない。今回、「高齢者など地域の人々と関わり」に関連し、「地域の活動や行事など」の文言が追加された。

高等学校では家庭基礎と家庭総合からなるが、後者の衣食住の箇所において、同様に郷土料理に言及する程度である。なお、衣生活では、アイヌ・沖縄の伝統衣装への言及はあるが、他地域の伝統的な衣服には触れられていない。

高等学校の専門学科としての家庭科でも、同様に郷土料理が重視されており、「課題研究」「フードデザイン」「食文化」の3科目で言及されている。このうち、「食文化」では、単に料理だけでなく、「伝統的な行事に伴う料理や食材料の由来や託された意味、日常食との違いについて触れ、生活の節目としての役割など身近な事例と関連付けて取り上げる」とその背景となる民俗学的知識についても学習を求めている。

### 体育・保健体育

体育は、小学校低学年での導入として伝承遊びに触れられているほかは、小学校～高等学校それぞれ「フォークダンス」の中で、地域の踊りとその由来への言及がみられる。但し、その「地域」は地方レベルのやや広いものであり、本稿で対象とする身近な地域に根差したものではないため別表には加えていない。

### 外国語活動・外国語・英語

現行指導要領では小学校高学年に「外国語活動」が置かれているが、新指導要領では小学校中学年に「外国語活動」、高学年に「外国語」が置かれることとなった。本稿の対象となる地域文化については、小学校・中学校に共通して「地域の行事」を英語で伝えるという例示があり《小36／40、114／118、中70／74》、中学校では「世界の人々や日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化、自然科学」などから教材を選択することを求めている《中98／102》。従って、直接地域の固

有文化に関する連携は想定されていないが、他の各教科で習得した知識を英語で伝えることは、指導要領の趣旨とも合致するであろう。なお、高等学校でも身近な地域の話題が題材として挙げられているものの、例示されているのはボランティア活動など現代的活動である。

#### **専門学科 農業・工業・水産**

職業教育としての専門学科として、前述の音楽、美術、家庭、体育のほか農業、工業、商業、水産、看護、情報、福祉が設けられている。このうち、本稿と関連する箇所は以下のとおりである。

農業では、導入科目である「農業と環境」において、「生活文化と農業」の項目が新設され、農業遺産や食文化、地域文化などを学習することとされている。また、現行の造園技術と環境緑化材料を含む新設科目「造園施工管理」において、農業科では初めて「文化財保護」に言及される。最もまとめた科目として地域資源の活用、地域振興を目標とした「地域資源活用」があり（現行の「グリーンライフ」を名称変更）、地域史の理解が求められているものの、博物館の活用などは明示されていない。

工業では、現行指導要領本文において「染色デザイン」、「デザイン実践」、「デザイン史」において、美術館・博物館等の見学が示されていたが、新指導要領では削除されている。

商業は、全体として「地域産業」を1つの柱とし、新たに設けられた「観光ビジネス」が最も関連の深い科目である。観光資源として、身近な地域の歴史遺産・伝統工芸・郷土料理・風習・美術館・博物館・伝統行事を扱うとともに、観光による地域への効果についても学ぶこととなっている。

水産では、水産業や海に関わる歴史・文化を学ぶが、必ずしも地域の具体例については示されていない。

#### **特別活動**

特別活動は、小学校では学級活動・児童会活動・クラブ活動・学校行事、中学校では学級活動・生徒会活動・学校行事からなる。これら各所において、具体性に欠けるものの、地域や社会教育施設との連携が記されている《小92／98、110／116、130／136、中64／70、83／89、106／

112》。

小学校では、クラブ活動で、「地域のお囃子や踊りなどの伝統芸能や文化」《小110／116》、文化的行事で「美術館見学会、地域の伝統文化等の鑑賞会」《小122／128》が例示される。小学校遠足・中学校旅行・集団宿泊的行事では「地域社会の社会教育施設等を積極的に活用」《小124／130、中102／108》、小学校～高等学校の全体計画では共通して「青少年教育施設、公民館や公共図書館、資料館や博物館、美術館、科学館、劇場・音楽堂など地域の実態に応じて積極的に活用」が示される《小142／148、中119／125、高109／117》。

## 8. 展望：多様な教科への対応のために 多様なニーズ

以上、新指導要領における地域や地域文化の重視の姿勢を確認し、具体的な言及箇所を概観してきた。従来通り歴史や総合的学習の時間での言及が多いものの、国語・理科・音楽・美術・家庭・農業・工業・商業の各所で取り上げることとされている。現行指導要領で、博物館や文化財を活用することとされた部分に、「連携」が加わった箇所も少なくない。これは、政策として重視されている「日本文化」への導入として「身近な地域文化」の学習をより充実させた結果であろう。導入が、必ずしも小学校低学年を意味するわけではないことは、上記のとおり学習内容の高次化に応じて、それぞれのレベルでの「身近な地域」を取り上げることとされていることからも明らかであり、その点で地域文化の専門家は多様なニーズに対応することが求められる。

しかし、実際問題として各教科で地域文化が取り上げられる機会はどの程度あるのだろうか。既に上記の多くは現行指導要領においても規定されているので、都道府県で公開されている実践例の中からいくつかの例を確認しておきたい。

奈良県<sup>(10)</sup>の18の実践例の内訳は、社会11例、図工3例、道徳2例、

---

<sup>(10)</sup>『郷土学習の手引き』2018年版 <http://www.pref.nara.jp/49481.htm>

家庭2例である。鹿児島県<sup>(11)</sup>では総合12例、音楽8例、理科7例、家庭6例、社会4例、生活3例、技術3例、国語1例、道徳1例である。また、香川県<sup>(12)</sup>では2006年度に副読本を用いた割合が集計されており、小学校で国語28.8%、社会82.7%、算数1.7%、理科7.5%、生活15.0%、音楽10.4%、図工2.9%、体育0%、家庭6.4%、道徳18.5%、特活17.5%、総合68.8%とされている。いずれも社会・総合の実践例の多さが目立つが、他の教科も一定の実践が行われていることがわかる。

これらの多くは、必ずしも地域の文化・文化財に関する専門的知識を有しない教員によって担われているものと思われる。また、専門家が携わっていたとしても、歴史・文学・建築・美術などの自らの専門分野以外については門外漢ということも少なくない。学校現場で地域文化を用いた本格的な取り組みを行うには、新指導要領の歴史や美術などの解説で指摘してきたように、地域文化と教科教育それぞれの専門家の連携が不可欠となるのである。

### 「観光教育」の動向

指導要領とは別に、観光庁を主体とする国の政策においても学校教育の場での「観光教育」が推進されることが明示されている。「観光教育」は観光業の振興にむけた大学観光学部などで実践されており、これを充実させるため、新たに高等学校商業科に「観光ビジネス」が設けられた。しかし、ここでいう観光教育は、その前提となる地域の文化資源に注目させるものである。政府が2016年に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン<sup>(13)</sup>」には下記が示され、共に新指導要領で実現している。

#### 「○観光・旅に関する教育の充実に向け、以下の取組を実施。

- ・総合的な学習の時間等において、子どもたちが地元や日本各地の歴史や文化の魅力的な観光資源等を理解し、関心を持ち、その魅力を実感・発信できる機会の増加につながるような、教材・事例集等の

<sup>(11)</sup> <http://www.edu.pref.kagoshima.jp/curriculum/kyoudo/jisenrei/> 2009年更新

<sup>(12)</sup> 『平成19年度ふるさと教育実践事例集』 <http://www.pref.kagawa.jp/kenkyoui/gimu/hometown/img/furusato.pdf>

<sup>(13)</sup> [http://www.mlit.go.jp/kankochō/topics01\\_000205.html](http://www.mlit.go.jp/kankochō/topics01_000205.html) : 19頁

### 作成及び普及

- ・高等学校において、現在は選択科目である地理を共通必履修科目「地理総合」（仮称）とするよう検討」

また、「観光教育に関する実態調査報告書<sup>(14)</sup>」で実践例を紹介するとともに、導入：「地域理解の深化・地域への愛着心の向上」から応用：「観光産業を通じた職業意識の向上」に至るモデルを提示している。なお、ここでいう地域資源には、歴史文化に関わるもののか、カフェ・現代の食文化などを含んでいる。

### 専門機関の連携にむけて

冒頭に述べた文化財保護法改正によって、未指定文化財を含めた幅広い活用が求められる中、文化財行政の分野で大きな課題となっているのも人材である。現状においては、中規模以上の市では博物館等で各分野の専門職員が揃っている場合もあるが、専門職員不在あるいは、埋蔵文化財担当者のみという市町村も少なくない。文化財行政における「文化財の活用」と学校教育における「地域との連携」とは「地域文化財の活用」という点で重なり合うが、様々な分野への対応という課題も共有している。文化財の調査・研究においては、建築・美術・歴史資料・民俗などの分野は県レベルの専門職員や自治体を超えた広域の職員の連携の必要が提示されているほか、大学・大学教員等への調査研究委託も以前から行われている<sup>(15)</sup>。大学もまた、2006年の教育基本法の改正によって、「成果を広く社会に提供すること（第7条）」を含めた役割が明示されることとなり、地域連携が大きな課題となっている。

行政・博物館等・大学等専門機関の連携の枠組みを学校教育の場へも

<sup>(14)</sup> <http://www.mlit.go.jp/common/001236372.pdf>

ここで取り上げられた実践の一部は、寺本潔・澤達大編『観光教育への招待』（ミネルヴァ書房、2016年）でも紹介されたものである。同書では、地元を中心とした地域資源を、観光の視点から再評価あるいは、観光という視点から統合的に学習するための授業実践が多数紹介されている。

<sup>(15)</sup> 以上の文化財保護法改正とその課題については、『文化遺産の世界』vol.33（特集文化財保護法改正 2018年）、『歴史評論』822号（特集：本当の意味での歴史遺産の活用とは 2018年）などを参照。

拡大し、より広範な地域連携のもとで文化財の活用／地域文化教育が進められることが望ましい姿であろう<sup>(16)</sup>。

#### 資料 新学習指導要領における地域文化への言及箇所（社会科以外の教科）

凡例 〈 〉は指導要領内の位置 新：新規 改：地域文化に関する部分について改訂 継：表現や一部内容改訂を含むが大要は継続 下線部：指導要領本文 下線部無し：解説文 《 》解説のページ数（ノンブル／PDFページ数） …：省略部分 太字：地域文化の該当箇所（筆者による）

##### 国 語

###### [小学校]

- ・「昔話や神話・伝承などの読み聞かせを聞くなどして、我が国の伝統的な言語文化に親しむこと」〈第2-1・2年-2-(3)-ア〉 継 「地域に伝わる伝説」 継《83/57》  
「長く親しまれている言葉遊びを通して、言葉の豊かさに気付くこと。」〈第2-1・2年-2-(3)-イ〉 新 「地域に伝わる言葉遊びに触れたり、郷土のかかるたで遊んだりする活動を通して地域特有の言語文化」《53/57》
- ・「易しい文語調の短歌や俳句を音読したり暗唱したりするなどして、言葉の響きやリズムに親しむこと。」〈同3・4年-2-(3)-ア〉 継 「各地域に縁のある歌人や俳人、地域の景色を詠んだ歌や句」 継《89/93》
- ・「親しみやすい古文や漢文、近代以降の文語調の文章を音読するなどして、言葉の響きやリズムに親しむこと。」〈同5・6年-2-(3)-ア〉 継 「唱歌や文語調の校歌、各地域に縁のある作品」「地域に伝わる祭事」新《127/131》
- ・「共通語と方言との違いを理解すること」〈同-ウ〉 継 方言《127/131》

###### [中学校]

- ・「共通語と方言の果たす役割について理解すること」〈第2-1年-2-(3)-ウ〉 継 方言《50/54》

###### [高等学校 言語文化]

- ・「時間の経過や地域の文化的特徴などによる文字や言葉の変化について理解を深め、古典の言葉と現代の言葉とのつながりについて理解すること。」〈2-知-(2)-エ〉 新 「地域の文化的特徴には、上記のような昔の都の言葉が残存するものだけでなく、地域の風土や伝統に由来する言葉の違いが見られる場合も多い。例えば、人間の感覚や感情を音象徵で表すオノマトペ（擬音語、擬態語）は、地域差が大きく、「ほちほちでんな」（まあまあですね、大阪）、「なだそうそう」（涙が止めどなく流れる、沖縄）などがある。」《120/126》

<sup>(16)</sup> 本稿は、とちぎ子どもの未来創造大学事業、栃木県大学・地域連携プロジェクト支援事業、小山市旧梅の宮宿・本沢河岸周辺の歴史的資産を活用した地域活性化事業、教員免許更新講習、社会科・総合的学習の時間への出前授業などの経験や参加者の意見をふまえ、大学教員（考古学・博物館学）としての立場から動向を整理したものである。実践の一例については下記参照。早川富美子・中村耕作「発掘した縄文土器をもとにした音楽活動の試み」『國學院大學栃木短期大學紀要』第53号、2019年

- ・「伝統行事や風物詩などの文化に関する題材を選んで、随筆などを書いたりする活動。〈2-思-A-(2)-ア〉」新 「地域における祭りなどの伝統行事や季節の情趣を象徴した風物詩など、文化に関する題材を設定し、自分が感じたことや考えたことなどを、自分との関わりを踏まえて書かせること」《126/132》

#### 算数

- ・「数のまとまりに着目し、大きな数の大きさの比べ方や表し方を考え、日常生活に生かすこと」〈第2-3年-2-A-イ-(ア)〉新 「社会科の学習も始まり、地域のことを調べていく過程で見付けることのできる数について、その大きさをつかんだり読んだりすることで、学習を生かしていく。」《138/144》

#### 理科

##### [小学校]

- ・「身近な動物や植物について、探したり育てたりする…」〈第2-4年-B-(2)〉継 「地域の特徴的な動植物」継《55/59》
- ・「土地のつくりと変化」〈同6年-B-(4)〉継 「実際に地層を観察する機会」「博物館や資料館などの社会教育施設を活用」継《91/95》
- ・「生物、天気、川、土地などの指導に当たっては、野外に出掛け地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れる」〈第3-2-(3)〉継《100/104》
- ・「博物館や科学学習センターなどと連携、協力を図りながら、それらを積極的に活用すること」〈同(6)〉継 「最近では学校教育に対して積極的に支援を行っている大学や研究機関、企業などもあり、これらと連携、協力することにより、学習活動を更に充実させていくことも考えられる」《102/107》継

##### [中学校]

- ・「身近な地形や地層、岩石の観察」〈第2-第二分野-2-(2)-ア-(ア)〉改 「地域の地形や露頭の観察を行ったり、ボーリングコアや博物館の標本などを活用」《81/87》改
- ・「身近な自然環境や地域の自然災害などを調べる観察、実験などを行い、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方にについて、科学的に考察して判断すること」〈同(7)-イ〉新 「博物館の資料や標本などを活用することも考えられる」《111/117》「地域の自然災害を調べる際には、図書館、博物館、科学館、ジオパークなどを利用」《112/118》
- ・「博物館や科学学習センターなどと積極的に連携、協力を図るようにすること」〈第3-2-(9)〉継 「生徒の実感を伴った理解を図るために、それぞれの地域にある博物館や科学学習センター、プラネタリウム、植物園、動物園、水族館などの施設を活用することが考えられる。これらの施設は、科学技術の発展や地域の自然に関する豊富な情報源であり、实物に触れたり、専門的な説明を受けたりすることも可能である。これらの活用を指導計画に位置付けることは生徒が学習活動を進める上で効果的である。これらの施設の利用の仕方には、生徒を引率して見学や体験をさせることの他に、標本や資料を借り受けたり、専門家や指導者を学校に招いたりすることなどが考えられる。学校と施設とが十分に連絡を取り合い、無理のない計画を立てることが大切である。その際、ねらいを明確にして実施計画を立て、事前、事後の指導を十分に行い、安全に留意する。なお、理科の学習と関連する内容が、総合的な学習の時間や校外学習などで扱われている際には、その関連を踏まえて指導することが重要である。また、公開講座や実習などを実施している大学や研究機関、高等学校、企業などもあり、これらと連携、協力しながら学習活動を更に充実していくことも考えられる。」《127/133》継 (改行は省略)

##### [高等学校 地学]

- ・「地層に関する野外観察や実験などを行い、地層の形成及び地質時代における地球環境や

地殻変動について理解すること」(2-(2)-ア-(イ)-(①) 緯 「地層の野外観察については、学校付近に地形や露頭の観察に適した場所がないような地域では、露頭が見える場所に校外学習を行ったり、博物館などの施設や建物の石材を活用したりするなどの工夫が必要である。」新《170／182》

・各科目的指導に当たっては、大学や研究機関、博物館や科学学習センターなどと積極的に連携、協力を図るようにすること。」(3款-2-(7)) 緯 「生徒の実感を伴った理解を図るために、それぞれの地域にある大学や研究機関、博物館、科学館、植物園、動物園、水族館などの施設を活用することが考えられる。これらは、科学技術の発展や地域の自然に関する豊富な情報や資料を有しており、専門的な説明を受けたり、実物に触れたりすることも可能である。これらの活用を指導計画に位置付けることは生徒が学習活動を進める上で効果的である。これらの活用については、生徒を引率して見学や体験をさせることの他に、標本や資料を借り受けたり、専門家を学校に招いたりすることなどが考えられる。その際、学校と大学及び研究機関、博物館、科学学習センターなどとが十分に連絡を取り合い、ねらいを明確にして実施計画を立て、事前、事後の指導を十分に行い、安全にも留意することが大切である。なお、理科の各科目的学習と関連する内容が、総合的な探究の時間や校外学習などで扱われている際には、その関連を踏まえて指導することが重要である。また、受講者を募って公開講座や実習などを実施している大学や研究機関、企業などもあり、これらと連携、協力しながら学習活動を更に充実していくことも考えられる。」《187／199》改 ※理数でも内容を縮小したほぼ同文

## 生 活

・「公共物や公共施設を利用する活動…それらを支えている人々」(第2-3-(4)) 緯 「公共物とは、例えば、地域や公園にあるベンチ、遊具、水飲み場、トイレ、ごみ箱、図書館や児童館の本、博物館の展示物、乗り物、道路標識や横断旗など」「公共施設としては、公園、児童館、集会所、公民館、図書館、博物館、美術館、駅、バスターミナル、防災倉庫、避難場所など」「例えば、図書館で図書の読み聞かせをしてくれる人や、博物館などで案内をしてくれるボランティアの人なども含めて考えていく」《36／42》継

・「地域の行事に関わったりする」(同(5)) 緯 「各地には、そうした季節にちなんだ様々な行事がある。それらは、地域の歴史や人物にも関わり、みんなの幸せや地域の発展を願うものもあり、さらには、地域の結び付きを強めたり、楽しみを増したりするためのものである。例えば、七夕や端午などの節句、立春や立秋などの節気、正月などの伝統行事、地域の行事などには、人々の願いや思いが織り込まれている。それらに関わることで、季節と人々との生活のつながりや人々の暮らしぶりを知ることができる。」《39／45》改

## 音 樂

### [小学校]

・「鑑賞教材は次に示すものを取り扱う。ア 和楽器の音楽を含めた我が国の音楽、郷土の音楽、諸外国に伝わる民謡など生活との関わりを捉えやすい音楽など、いろいろな種類の曲…」(第2-3・4年-3-(3)) 緯 《84／88》

・「我が国や郷土の音楽の指導に当たっては、そのよさなどを感じ取って表現したり鑑賞したりできるよう…指導方法を工夫すること」(第3-2-(3)) 新 「人々の生活や文化と関わって伝承されてきたりしたという特性」「地域等の指導者や演奏家の実演による鑑賞の機会」《128／132》

・「歌唱教材については、我が国や郷土の音楽に愛着がもてるよう、共通教材のほか、長い間親しまれてきた唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを含めて取り上げるようにすること」(同(4)-ア) 改 《130／134》

## [中学校]

- ・「(ウ) 我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸民族の音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性」(第2-1年-2-B鑑賞-(1)-イ) 継 《61/65》
- ・「(ウ) 我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性」(第2-2・3年-2-B鑑賞-(1)-イ) 継 《88/92》
- ・「民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、生徒や学校、地域の実態を考慮して、伝統的な声や歌い方の特徴を感じ取れるもの。なお、これらを取り扱う際は、その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること」(第3-2-(2)-ア歌唱教材-(イ)) 改 《106/110》
- ・「3学年間を通じて1種類以上の和楽器を取り扱い、その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること」(同(3)-(イ) 器楽教材) 改 《111/115》
- ・「鑑賞教材は、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに照らして適切なものを取り扱うこと」(同(8)-ア) 継 《115/119》

## [高等学校 芸術 音楽 I・II・III]

- ・「我が国や郷土の伝統音楽の種類とそれぞれの特徴」(音楽I・II各2-B-(1)-イ) 継 「我が国や郷土の伝統音楽には様々な種類のものがあり、それぞれの音楽がもつ固有の特徴について理解できるようにすることを求めている。…我が国の各地域に伝承されている民謡や民俗芸能における音楽など」《50/64》「我が国や郷土の伝統音楽それぞれが固有の特徴をもち、その特徴が、演奏される場の状況、我が国の自然や風土、そこで育まれた美意識などに根ざしていることを理解する」改 《51/65》
- ・「内容の「A表現」及び「B鑑賞」の教材については、学校や地域の実態等を考慮し、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽から幅広く扱うようにする」(3-(9)) 継 「郷土の伝統音楽について、地域によって適切な教材が見当たらない場合には、従前と同様に、より広い範囲から教材を選択することも考えられる。」《58/72》 継 (音楽II・IIIでも「同様に取り扱う」とする)

## 图画工作・美術・工芸・書道

## [小学校 図画工作]

- ・「作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようとする」(第1目標(2)) 改 「作品などとは、児童の見方や感じ方などを深めるための対象のことである。自分が手にした材料から、友人が表現している作品や、美術作品や製作の過程、生活の中の造形、自然、文化財などに至るまで、児童が見たり感じたりする対象を幅広く示している」《14/18》 継
- ・「身近にある作品などを鑑賞する活動を通して…自分の見方や感じ方を広げること」(第2-3・4年-2-B-(1)-ア) 継 「身近な美術作品とは、表現に関連がある作品や日用品、伝統的な工芸品や玩具、地域の美術館の作品など、生活の中で児童が身近に感じられるもののことである」《73/77》 改
- ・「親しみのある作品などを鑑賞する活動を通して…自分の見方や感じ方を深めること」(同2-5・6年-2-B-(1)-ア) 継 「児童が興味や関心をもつ地域の材料を取り上げることも考えられる」《91/95》 新
- ・「各学年の「A表現」の(1)のイ及び(2)のイについては、児童や学校の実態に応じて、児童が工夫して楽しめる程度の版に表す経験や焼成する経験ができるようになること」(第3-2-(7)) 継 「地域によっては伝統や文化に関する学習と関連させることが考えられる」《120/124》 新

・「各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること（同（8））」 緯 「地域の美術館などとは、美術館や博物館など、親しみのある美術作品や生活の中の造形などを展示している地域の施設や場所のことを示している。利用においては、鑑賞を通して「思考力、判断力、表現力等」を育成する目的で行うようにするとともに、児童一人一人が能動的な鑑賞ができるよう配慮する必要がある。しかしながら、美術館などは、作品の保存や収集、展示、研究、教育普及など、様々な目的をもっている。それぞれの施設に応じて特性が異なるので、これらに配慮した上で、施設が提供する教材や教育プログラムを活用する、学芸員などの専門的な経験や知識を生かして授業をするなど、多様な取組が考えられる。」《121／125》改

## [中学校 美術]

- ・「身近な地域や日本及び諸外国の文化遺産などのよさや美しさなどを感じ取り、美術文化について考えるなどして、見方や感じ方を広げること」（第2-1年-B鑑賞-(1)-イ-(イ)） 緯 「地域にある伝統的な工芸品や祭りの山車、建造物など」《74／78》 緯  
※現行指導要領解説：B鑑賞の冒頭「代表的な美術作品や児童生徒の作品、また、自然や身の回りの造形、地域にある美術の文化財などを取り上げ、鑑賞に親しみながら作品や対象の見方や感じ方などを広げることが必要である。」《現行解説55／57》
- ・「表現の材料や題材などについては、地域の身近なものや伝統的なものも取り上げようすること」（第3-2-(3)-エ） 緯 《133／137》
- ・「各学年の「B鑑賞」の題材については…美術館や博物館等と連携を図ったり、それらの施設や文化財などを積極的に活用したりすること」（同（6））改

## [高等学校 芸術 美術・工芸・書道]

- ・美術Ⅰ〈1目標〉「美術の幅広い創造活動を通してとは…学校を取り巻く生活環境、美術館や博物館、制作の現場など、活動の場を幅広く求めることができる。」《102／116》 緯
- ・美術Ⅰ「映像メディア 感じ取ったことや考えたこと、目的や機能などを基に、映像メディアの特性を生かして主題を生成すること」（2-A-(3)-ア-(ア)） 緯 「地域の文化的行事、伝統や民話など様々な事柄や、生活や社会環境、公共性などに目を向け」《120／134》 緯
- ・美術Ⅰ「B 鑑賞」（2-B）「学校や地域の実態に応じて美術館や博物館などと積極的に連携を図ることも大切である」《124／138》 新
- ・美術Ⅲ「日本及び諸外国の美術作品や文化遺産などから伝統や文化的価値を感じ取り、国際理解に果たす美術の役割や美術文化の継承、発展、創造することの意義について考え、見方や感じ方を深めること」（2-B-(1)-イ-(ア)）改 「文化遺産の保存や修復の方法や技術、携わっている人や団体の活動に目を向けたり、美術館や博物館との連携や地域の文化財や歴史等を活用し、実地の体験的な鑑賞をしたりすることが考えられる。」《183／197》 緯
- ・工芸Ⅰ〈1目標〉「工芸の幅広い創造活動を通してとは、…学校を取り巻く生活環境、美術館や博物館、制作の現場など、活動の場を幅広く求めることができる。」《189／203》 緯
- ・工芸Ⅰ「B 鑑賞」（2-B）「美術館や博物館等と連携を図ったり、素材と技法の関係について体験的に鑑賞したり、実際に使ってみて、使い心地を確認したりするなどの指導の工夫が大切である」《207／221》 新
- ・工芸Ⅰ「内容の「A表現」の指導に当たっては、地域の材料及び伝統的な工芸の表現などを取り入れることにも配慮するものとする」（3-(4)） 緯 《220／234》（工芸Ⅱ・Ⅲも「同様に取り扱うものとする」）

- ・工芸Ⅲ「身近な生活や社会的な視点に立ってよさや美しさを感じ取り、生活文化と工芸との関わり、作品が生まれた背景などについて考え、見方や感じ方を深めること」〈B-(1)-A-(ア)〉 繼 「伝統的な節句、地域の祭で用いられる人形や神輿など、身近にあるものの中から伝統的なものに着目するなど、生徒が実感できる体験的な学習の機会を増やすなどの工夫が求められる。」《258／272》 繼
- ・工芸Ⅲ「工芸作品や文化遺産などから伝統と文化の価値を感じ取り、国際理解に果たす工芸の役割や工芸の伝統と文化の継承、発展、創造することの意義について考え、見方や感じ方を深めること」〈同イ-(ア)〉 改 「文化遺産の保存や修復の方法や技術、携わっている人や団体の活動に目を向けたり、美術館や博物館との連携や地域の文化財や遺跡等を活用し、実地の体験的な鑑賞をしたりすることが考えられる」《259／273》 改
- ・書道Ⅰ〈1目標〉「書道の幅広い活動を通してとは、…美術館や博物館での鑑賞学習を取り入れるなど、地域社会との連携を図り、多様な学習活動が展開できるようにすることにも配慮したものである。」《265／279》 改 ※「博物館」を追加
- ・書道Ⅰ「B 鑑賞〈2-B〉」「地域の文化財や人材、美術館や博物館などの施設を活用」《294／308》 繼
- ・書道Ⅰ「生活や社会における書の効用」〈同2-B-(1)-A-(イ)〉 改 「書に魅力を感じて室内に飾ったり、美術館や博物館、展覧会に足を運んで書を鑑賞したりすることもよく行われている。」《296／310》 改 ※「博物館」を追加
- ・書道Ⅰ「書の伝統的な鑑賞の方法や形態」〈同イ-(エ)〉 新 「生徒を取り巻く生活や社会においては、多様な文字文化が広がっており、例えば、神社仏閣などの境内にある扁額や石碑などを活用することも考えられる。学校や生徒の実態に応じて、こうした地域の文化財や美術館、博物館などを活用することによって、鑑賞の場、表装の形式を実感的に理解できるようにすることも大切である。」《298／312》
- ・書道Ⅲ「日本及び中国等の書の伝統とその背景となる諸文化等との関わり」〈2-B-(1)-イ-(イ)〉 繼 「我が国の書は近代以降、純粋な芸術作品として、美術館や博物館での鑑賞に供することを目的とすることが盛んになった。また、今日では、様々な表現によって社会のニーズに対応する役割をも果たすようになっている。なお、美術館や博物館に収蔵されている書の文化財は、様々な経緯で伝えられたり保存されたりし、時には修復を重ねながら今日まで伝えられている。保存や修復について理解を深めることは、書の伝統と文化を尊重し、豊かな生活や社会を創造していく態度を養うことと深くつながっている。指導に当たっては、幅広い視野から書の伝統と諸文化等との関わりについて理解を深めることが重要である。そのためには、学校や地域の実態に応じて、美術館や博物館を活用し、様々な鑑賞活動を通じて、諸文化等との関連や現代における生活や社会との関わりについて目を向けられるように配慮することが大切である。」《361／375》 新
- ・共通「各科目の特質を踏まえ、学校や地域の実態に応じて、文化施設、社会教育施設、地域の文化財等の活用を図ったり、地域の人材の協力を求めたりすること。」〈3款-2-(2)〉 繼 《370／384》

[高等学校 美術（専門学科）]

- ・美術史〈2〉「地域の文化として定着している年中行事や伝統芸能、信仰や宗教に関する造形などが現代まで長く継承されていることなどについての認識を新たにし、そのよさや美しさ、継承されている願いなど不变の価値を感じ取り、美術文化の継承、発展、創造を目指すことができるような指導の工夫が求められる」《433／447》 繼
- ・美術史〈3〉「美術館や博物館等と連携を図ったり活用したりして作品を鑑賞することや、地域の作家と交流するなどして、体験的に学ぶ機会を設け」《433／447》 繼

- ・鑑賞研究「(1) 美術作品や文化財などの特質や背景などについて理解を深めることができるようとする。」〈1〉改 《434／448》
- ・鑑賞研究「(1) 作品及び作家に関する研究 (2) 文化財の保存・修復に関する研究 (3) 展示企画及び展示構成に関する研究…」〈2〉継 「作品及び作家に関する研究では、美術館や文献などでの調査や研究を通して、作品や作家についての理解を深める専門的な研究を行い、…展示構成に際しては、美術館や博物館等との連携を図るなどして、会場や空間の特性を把握し、全体の配置や作品の特性に合った照明などの環境設定を考えて行うことができるようとする。」《435／449》改 ※「博物館」を追加
- ・鑑賞研究〈3〉「美術館や博物館等と連携を図ったり活用したりして作品を鑑賞する」《436／450》改 ※「連携を図ったり」を追加
- ・クラフトデザイン「(5) 伝統工芸 〈2〉」「日本や諸外国の伝統工芸の特質、地域の地場産業として発達してきた伝統工芸、節句や地域の祭に用いられる祭具などの伝行事における調度品等についても理解を深める」《452／466》継
- ・共通「各科目の特質を踏まえ、学校や地域の実態に応じて、美術館や博物館等と連携を図ったり、地域の文化財の活用や人材の協力を求めたりすること〈3款-2-(3)〉※現行「(2) 各科目の特質を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、地域の文化財、文化施設、社会教育施設等の活用を図ったり、地域の人材の協力を求めたりすること。」

「地域の文化財、文化施設、人材等を活用することが大切である。例えば、地域や学校の実態に応じて、家庭生活や地域の年中行事などに見られる伝統的な美術作品などを題材として取り上げたり、美術館や博物館等と連携を図ったり活用したりして美術作品を鑑賞したり、鑑賞プログラムを作成したり、生徒作品を展示したりすることなどが考えられる。また、地域の作家等の協力を得て作品を制作したり鑑賞したりすることも効果的である。」《466／480》改 ※現行では「地域の文化施設等を活用」

## 家庭

### [小学校]

- ・「家族や地域の人々とのよりよい関わりについて考え、工夫すること」(第2-1-A-(3)-イ)改 「地域の人々との関わりについては、身近な地域の活動や行事等を取り上げ、具体的に考えられるようにする。その際、総合的な学習の時間や特別活動など他教科等における交流活動等の学習と関連させて、幼児又は低学年の児童や高齢者など異なる世代の人々と関わることができるよう配慮する」《29／33》新

### [中学校 技術・家庭 (家庭分野)]

- ・「日常食の調理と地域の食文化」〈2-B-(3)〉改
- ・「地域の伝統的な行事食や郷土料理を扱うこともできる」〈3-(3)-エ〉継 《89／93》
- ・「地域の活動や行事などを取り上げたり、他教科等における学習との関連を図ったりするよう配慮すること」〈3-(2)-エ〉新 《76／80》
- ・「衣服と社会生活との関わりが分かり…」〈2-B-(4)-ア-(ア)〉継 「和服は日本の伝統的な衣服であり、冠婚葬祭や儀式等で着用することや、地域の祭りなどで浴衣を着用することなどについて触れるようにする」《96／99》新

### [高等学校 家庭]

- ・家庭基礎「食の安全や食品の調理上の性質、食文化の継承を考慮した献立作成や調理計画、健康や環境に配慮した食生活について考察し、自己や家族の食事を工夫すること。」〈2-B-(1)-イ〉「調理実習を行う際、和食や地域の食文化についても調べたり…」《35／47》
- ・家庭総合「和食、和服及び和室などを取り上げ、日本の伝統的な衣食住に関わる生活文化やその継承・創造を扱うこと」〈3-(2)-イ〉「和食について各地の気候や風土で培われ

た地域の産物に着目し、それをどのように食してきたのかを調べるなど、郷土食や行事食、日常食を通して地域の食文化の特徴を理解できるようにする」《64／76》

- ・家庭総合「…日本の食文化の継承・創造について考察し、工夫すること」〈2-B-(1)-イ〉「我が国の食生活の変遷を通して、例えば、地域の食材を活用した献立を作成し、調理実習を行なうなど、和食や地域の食文化に根ざした郷土料理の実習を取り入れるなどして、古くからの食文化に蓄積された知恵や経験について考えることができるようする。《67／79》
- ・家庭総合「地域や関係機関等との連携・交流を通じた実践的な学習活動を取り入れるとともに、外部人材を活用するなどの工夫に努めること」〈3款1-(5)〉「地域の高齢者を学校に招き、地域の郷土料理の実習を通して交流し、伝統文化の継承・創造につなげること」《87／99》

#### [高等学校 家庭（専門学科）]

- ・課題研究「調査、研究、実験」〈2-(1)〉「食生活に関する分野では、食文化と郷土料理…」《128／140》継
- ・フードデザイン「食事の意義と役割」〈2-(1)-ア〉「地域の伝統食や郷土食などの食文化とも関連付けて、食事の意義と役割について考えることができるよう指導する」《213／225》継
- ・服飾文化「服飾文化の伝承と創造」〈2-(3)〉「世界の民族衣装や日本の各地域に伝わる伝統的な服飾文化などを調査・研究したり、伝統的な手法を用いた被服の製作、伝統的な衣装の着付け、創意工夫した和服の着付けなどの課題に取り組むなどしたりして、服飾文化の伝承と創造への意欲を高めることができるように工夫すること」《179／191》継
- ・服飾手芸「手芸の種類と特徴」〈2-(1)〉「地域の伝統文化と関連付けて扱うこともできること」〈3-(2)-ア〉《207／219》継
- ・服飾手芸「手芸の変遷」〈2-(2)〉「地域の伝統文化などと関わらせて考察することができるようになること」《207／219》継
- ・食文化「食文化の成り立ちや日本と世界の食文化などについて体系的・系統的に理解する」〈1-(1)〉「日本の食文化では、日本の食生活の変遷について、各時代の特徴を理解し、日常食、行事食、郷土料理の文化的、歴史的な側面や伝統的な料理様式の発展について考察できるようになること」《218／230》継
- ・食文化「日常食、行事食、郷土料理」〈2-(2)-イ〉「例えば伝統的な行事に伴う料理や食材料の由来や託された意味、日常食との違いについて触れ、生活の節目としての役割など身近な事例と関連付けて取り上げる。また、郷土料理について、例えば地域に伝わる郷土料理を通して、地域の特性を生かした食生活を考えるなど身近な事例と関連付けて取り上げる。」《221／233》改
- ・食文化「食文化の伝承と創造」〈2-(4)〉「地域の伝統的な食材を用いた郷土料理を家庭の味に加え、食卓のバリエーションに広がりを持たせるなど、新しい食文化の創造につながる取組を扱うこと。」《223／235》改

#### [高等学校 農業]

- ・農業と環境「生活文化と農業」〈2-(2)-エ〉改「地域の農業及び農業生物と社会や暮らしとの関わり、農業と農山村が果たす社会的・文化的な役割、農業生物を活用した介護・福祉や食農教育としての機能、景観形成の機能、保健休養などの快適性、農山村における地域資源の価値と役割、世界農業遺産や日本農業遺産の役割、固定種などの遺伝資源の価値と在来作物など食文化の継承、地理的表示（GI）の活用などについて取り上げ、地域文化の形成と伝承について考察する学習活動を取り入れる」《24／30》新

- ・造園施工管理「社会環境と造園施工管理」〈2-(2)-ア〉】新 「日本庭園の伝統、西洋庭園の影響、地域の自然素材を活かした造園施工管理、緑地環境保護、文化財保護について取り上げる。現代社会における造園の役割、造園施工管理の現状と課題について考察する学習活動を取り入れる」《221／227》新
- ・地域資源活用：「地域資源活用の意義と役割 〈2-(3)〉」「地域ブランドの視点から、地域の歴史を踏まえて、地域資源（自然環境、農業・農村景観、農村生活・文化、地域特産物など）の洗い出しを行い。その活用など国内外の事例について取り上げて指導する」《258／264》新

[高等学校 工業]

- ・デザイン史「歴史的なデザイン事例からデザインに関する課題を発見し、技術者として科学的な根拠に基づき構想を立て解決する力を養う」〈1-(2)〉新 「歴史的なデザインが社会や生活に与えてきた効果を踏まえ、古代から現代までの造形物やデザイン事例、産業現場の見学及びメディア教材のほか、地域に伝えられる伝統工芸の工房を見学するなど、歴史的にデザインが地域、生活及び産業などに対して果たしてきた役割について、具体的に理解できるよう工夫して指導すること」《371／381》  
※現行解説「実際の作品を鑑賞させ、大型の作品や国外にある作品についての理解を深めさせるために、美術館、博物館等の見学や各種メディア教材を積極的に活用して、具体的に理解させるようにする。」《現行解説221／231》

[高等学校 商業]

- ・観光ビジネス「国内の観光資源 〈2-(2)-ア〉】新 「自然、景勝地、歴史遺産、伝統工芸、郷土料理、風習、美術館・博物館、伝行事など国内の身近な地域をはじめ日本に存在する主要な観光資源について、産業、気候、歴史、文化などと関連付けて扱う。また、観光資源を観光対象とするための方策について扱う。」《65／71》新

※URL・PDF版は全て2019年5月10日アクセス確認